

日本の湿地保全におけるラムサール登録の有効性： 航空写真にみる環境変化から
Effectiveness of Ramsar registration in wetland conservation of Japan as seen
from chronological changes of aerial photos

○安藤 元一 (ヤマザキ学園大学)

Motokazu ANDO (Yamazaki Gakuen University)

motokazu.ando@nifty.com

ラムサール条約は湿地の賢明な利用における必要条件として、湿地の生態学的特徴が維持されることを挙げている。わが国は 1980 年にラムサール条約に加入し、2017 年現在で 50 湿地が登録されている。しかし登録することが各湿地の賢明な利用と生態学的特徴の維持にどのように貢献しているか、検証作業は行われていない。

本研究では 50 カ所のラムサール条約国内登録湿地を対象に、国土地理院の Web サイト「地図・空中写真閲覧サービス」を用いて、1) 1945～1950 年（戦後間もない時期）、2) 1980～1985 年（安定成長下の経済繁栄時期）、および 3) 2000～2015 年（バブル崩壊と長期不況時期）における各湿地の航空写真を選び出した。そして前期 30 年間（1950～1970 年代）と後期 30 年間（1980～2010 年代）における湿地内外の環境変化を比較した。対象とした環境変化は次の 15 項目である：1) 乾燥化による開水面縮小；2) 土砂堆積・流失；3) 砂浜退行；4) 湿地内植生増加；5) 湖岸植生増加；6) 湿地近隣樹林増加；7) 湿地近隣樹種変化；8) 農地拡大・放棄；9) 圃場整備；10) 干拓・埋立；11) 人工護岸化；12) 都市域拡大；13) 観光開発；14) インフラ整備・工業開発。これら項目を次のランクで評価した：a) 変化なし；b) 一部に変化；c) 画面の 2 割以上に変化あり；d) 顕著な変化あり。

高度成長期を含む前期 30 年間では、8)、9)、10)、11) 12) など開発にかかる変化が多かったのに対し、後期 30 年間では大規模な開発は少なくなり、農業の衰退などに起因する 4)、5)、6) など湿地内外の植生変化が顕著であった。我が国のラムサール湿地はすべて 1980 年以降に登録されているので、ラムサール登録が開発に及ぼした影響は明らかにできなかった。登録湿地のうち、1999 年以前に登録されて、登録から 18 年以上経過している 11 湿地（クツチャロ湖、釧路湿原、霧多布湿原、厚岸湖・別寒辺牛湿原、ウトナイ湖、伊豆沼・内沼、谷津干潟、佐潟、片野鴨池、琵琶湖、漫湖）と、登録から日の浅いその他の湿地の環境変化を比較してみたが、この両タイプについても大きな違いは見られなかった。

環境省はラムサール登録の条件として、国際的な基準を満たすことに加え、法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたって自然環境の保全が図られること、および地元住民などから賛意が得られることを求めている。すなわち、我が国の登録湿地は既に保全された場所を継続して保全してゆくことが重視されているといえる。しかし農業の衰退などに起因して徐々に進行する環境変化を食い止めるためには有効とはいえなかった。

キーワード：地図・空中写真閲覧サービス、環境変化、登録基準、戦後 60 年間